

昭和二十五年郵政省令第四号

公職選挙郵便規則

公職選挙無料郵便規則を次のように定める。

第一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十二条（文書図画の頒布）に規定する通常葉書の取扱いについては、この省令に規定するもののほか、一般の規定による。

第二条 公職選挙法第三条（公職の定義）に規定する公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の候補者を除く。以下「公職の候補者」という。）は、当該選挙の選挙運動の期間内に限り、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地、当該選挙区及び日本郵便株式会社（以下「会社」という。）の営業所における業務の円滑な遂行を勘案して会社が定めた上、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する会社の営業所から、選挙運動に使用するため、公職選挙法第百四十二条第一項に規定する枚数の通常葉書（選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百三十二条の二及び第百三十二条の三の二から第百三十二条の九までに規定する枚数の通常葉書）を無償で交付を受けることができる。この場合においては、公職の候補者は、当該会社の営業所に公職選挙法第七十五条（選挙長及び選挙分会長）に規定する選挙長（以下「選挙長」という。）の発行する付録様式一（公職の候補者が参議院比例代表選出議員の候補者であるときは、付録様式一の二）による候補者用通常葉書使用証明書（以下「候補者用証明書」という。）を提示し、かつ、受領証を提出しなければならない。前項の通常葉書には、公職選挙法第百四十二条第五項の規定に基づく公職選挙法施行令第百九条の五の表示として、その表面の左上部に次に掲げる例による表示をする。



会社の営業所の名称

選挙の公示又は告示の年月日（月及び日は、省略することができる。）

3 前項の場合において、当該公職の候補者が町村長又は町村の議会の議員の候補者であるときは、次に掲げる例による表示をもつて同項の表示に代えることがある。

	会社の営業所の名称
選挙の告示の年月日 (月及び日は、省略 することがある。)	都道府県名

4 前二項の表示に使用するインキの色は、さびききよう色とする。

第三条 公職の候補者が前条第一項に規定する枚数の全部又は一部の通常葉書の交付を受けない場合は、その交付を受けない枚数に限り、手持ちの通常葉書を選挙運動のために使用することができる。

2 前項の手持ちの通常葉書には、公職の候補者において、前条第一項の会社の営業所（公職の候補者が参議院比例代表選出議員の候補者である場合にあつては、同項の会社の営業所又は道府県の選挙管理委員会の所在地の郵便物配達を受け持つ会社の営業所）に当該通常葉書を提出し、かつ、候補者用証明書を示して、同条第二項から第四項までに規定する表示（以下「候補者のための選挙用の表示」という。）を受けなければならない。

第三条の二 公職選挙法第八十六条（衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等）第一項又は第八項の規定による届出をした政党その他の政治団体（以下「候補者届出政党」という。）は、当該選挙の選挙運動の期間内に限り、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地、当該選挙区及び会社の営業所における業務の円滑な遂行を勘案して会社が定めた上、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する会社の営業所から、選挙運動に使用するため、公職選挙法第四百二十二条第二項に規定する枚数の通常葉書（選挙の一部無効による再選挙においては、公職選挙法施行令第三百三十二条の二及び第三百三十二条の九に規定する枚数の通常葉書）を買い受けることができる。この場合においては、候補者届出政党は、当該会社の営業所に当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の発行する候補者届出政党用通常葉書使用証明書（付録様式二）（以下「政党用証明書」という。）を提示しなければならない。

2 前項の通常葉書には、公職選挙法第四百二十二条第五項の規定に基づく公職選挙法施行令第九十九条の五の表示として、その表面の左上部に第二項に規定する表示をする。

3 前項の表示に使用するインキの色は、とび色とする。

第三条の三 候補者届出政党が前条第一項に規定する枚数の全部又は一部の通常葉書を買収しない場合は、その買収しない枚数に限り、手持ちの通常葉書を選挙運動のために使用することができる。

2 前項の手持ちの通常葉書には、候補者届出政党において、前条第一項の会社の営業所に当該通常葉書を提出し、かつ、政党用証明書を示して、同条第二項及び第三項に規定する表示（以下「政党のための選挙用の表示」という。）を受けなければならない。この場合において、私製する通常葉書には、通常葉書の料金の左上部に（横に長く使用するものにあつては、右上部）にはり付け、会社が発行する通常葉書で料額印面の額が通常葉書の料金の額に満たないものには、その料額印面の額と通常葉書の料金の額との差額の郵便切手をその料額印面の下部にはり付けなければならない。

3 第一項の規定により選挙運動のために使用する手持ちの私製する通常葉書で、当該通常葉書に郵便切手をはり付ける方法以外の方法によりその料金を納付するものには、前項の規定にかかわらず、候補者届出政党において、これを選挙運動に使用するため差し出す際、前条第一項の会社の営業所に提出し、かつ、政党用証明書を示して、政党のための選挙用の表示を受けなければならない。この場合において、当該通常葉書の左上部（横に長く使用するものにあつては、右上部）に料金の納付に関する表示をするときは、当該表示の色を黒色、青色又は鮮赤色としなければならない。

第四条 公職の候補者が公職選挙法施行令第三百三十二条の十二（再立候補の場合における選挙運動の特例）第一項の規定により再び当該選挙の公職の候補者となつた者である場合に当該候補者が第二項第一項の規定により交付を受けることができる通常葉書の枚数は、同項の規定にかかわらず、同項の枚数から当該公職の候補者でなくなる前に同項の規定により交付を受けた通常葉書の枚数及び第三項第二項の規定により候補者のための選挙用の表示を受けた通常葉書の枚数を除いた枚数とする。

第五条 公職選挙法第七十七条第一項（公職の候補者たることを辞した場合における通常葉書等の返還）の規定による通常葉書の返還及び公職選挙法施行令第三百三十二条の十二第二項ただし書（再立候補の場合における通常葉書の再交付）の規定による通常葉書の再交付の請求は、はじめに当該通常葉書の交付を受けた会社の営業所にするものとする。この場合においては、候補者用証明書（再立候補者にあつては、選挙長においてその旨を証明したものとす。）を提示し、かつ、通常葉書の再交付を受けるものについては、受領証を提出しなければならない。

第六条 候補者のための選挙用の表示又は政党のための選挙用の表示のある通常葉書で、印刷を誤り、書き損じ、又は書き損じたもの（以下「書損葉書」という。）については、その枚数に限り、別の手持ちの通常葉書を選挙運動のために使用することができる。この場合においては、書損葉書は、当該公職の候補者又は当該候補者届出政党において当該書損葉書につき候補者のための選挙用の表示又は政党のための選挙用の表示をした会社の営業所に提出し、当該会社の営業所において当該選挙の選挙運動の期間中保管するものとする。

2 前項の規定により選挙運動のために使用する手持ちの通常葉書には、第三項第二項又は第三項の三第二項若しくは第三項の規定を準用する。この場合において、第三項第二項中「前条第一項の会社の営業所（公職の候補者が参議院比例代表選出議員の候補者である場合にあつては、同項の会社の営業所又は道府県の選挙管理委員会の所在地の郵便物配達を受け持つ会社の営業所）」とあるのは「書損葉書につき候補者のための選挙用の表示をした会社の営業所」と、第三項の三第二項又は第三項中「前条第一項の会社の営業所」とあるのは「書損葉書につき政党のための選挙用の表示をした会社の営業所」と読み替えるものとする。

第七条 候補者のための選挙用の表示又は政党のための選挙用の表示のある通常葉書は、当該選挙の選挙運動の期間を経過した後は、郵便物として差し出すことができない。

第八条 候補者のための選挙用の表示又は政党のための選挙用の表示のある通常葉書は、郵便物の配達事務を取り扱う会社の営業所又は会社の指定した会社の営業所に差し出さなければならない。この場合において、当該通常葉書が候補者のための選挙用の表示をしたものであるときは、選挙長の発行する選挙運動用通常葉書差出票（付録様式三）を添えて差し出さなければならない。

第九条 前条の規定により差し出された郵便物には、通信日付印を押印しない。

附 則

1 この省令は、昭和二十五年五月一日から施行する。

2 左に掲げる省令は、廃止する。

選挙無料郵便規則（大正十五年通信省令第四号）

選挙無料郵便取扱の特例に関する件（昭和二十二年通信省令第九号）

衆議院議員選挙事務用無料郵便物特別取扱規則（昭和二十三年通信省令第三十四号）

附 則（昭和二十六年三月二十八日郵政省令第二号）

- この省令は、昭和二十六年三月二十日から適用する。
- 附 則 (昭和二十六年一月三十一日郵政省令第二三三号)
- 1 この省令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。
- 附 則 (昭和二十七年九月一日郵政省令第二二二号)
- この省令は、公布の日から施行する。但し、第二条第二項の規定の改正及び衆議院議員の選挙に関しては、次の衆議院議員の総選挙から施行する。
- 附 則 (昭和二十八年一月七日郵政省令第五一七号)
- この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月七日から適用する。
- 附 則 (昭和三十年一月三十一日郵政省令第八号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三十一年六月二日郵政省令第一二二号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三十一年九月八日郵政省令第一六号)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和三十三年六月二日郵政省令第九号)
- この省令は、公布の日から施行し、昭和三十三年六月一日から適用する。
- 附 則 (昭和三十七年五月十九日郵政省令第一〇号)
- 抄
- (施行期日)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- (適用区分)
- 2 この省令による改正後の公職選挙郵便規則の規定は、次項に規定するものを除くほか、参議院議員の選挙については昭和三十七年五月十日以後はじめて行なわれる通常選挙から、その他の選挙については昭和三十七年八月十日から適用する。
- 附 則 (昭和三十八年四月二日郵政省令第三号)
- この省令は、昭和三十八年四月十五日から施行する。ただし、当分の間は、なお従前の表示によることがある。
- 附 則 (昭和四十一年九月二日郵政省令第二〇号)
- この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年七月一日から適用する。
- 附 則 (昭和四十七年一月二日郵政省令第四号)
- この省令は、昭和四十七年二月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五〇年三月二日郵政省令第三号)
- この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五〇年一月四日郵政省令第一五号)
- この省令は、昭和五十年十月十四日から施行する。
- 附 則 (昭和五十一年一月二〇日郵政省令第一号)
- 抄
- (施行期日)
- 1 この省令は、昭和五十一年一月二十五日から施行する。
- 附 則 (昭和五十一年六月八日郵政省令第一四号)
- この省令は、昭和五十一年六月二十一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十五年二月二七日郵政省令第三五号)
- 抄
- (施行期日)
- 1 この省令は、昭和五十六年一月二十日から施行する。
- 附 則 (昭和五十八年四月二六日郵政省令第一四号)
- (施行期日等)
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の公職選挙郵便規則の規定は、この省令の施行の日以後初めて行われる参議院議員の通常選挙の期日の公示の日(以下「公示日」という。)以後にその期日が公示され又は告示される選挙(次項に規定する再選挙及び補欠選挙を除く。)について、適用する。
- 3 その期日の公示又は告示の日が公示日前である選挙並びに当該選挙に係る再選挙及び補欠選挙における選挙郵便物の取扱いについては、なお従前の例による。

4 公示日前にその期日が公示され又は告示される選挙に係る再選挙及び補欠選挙（公示日以後その期日が告示されるものに限る。）において、この省令による改正前の公職選挙郵便規則の規定を適用する場合にあつては、同規則第五条第三項中「左側下部」とあるのは「左側上部」と、「右側上部」とあるのは「右側下部」と、「その他の表示」とあるのは「その他の表示（料金別納又は料金納の表示の色は、黒色又は青色とする。）」と読み替えるものとする。

附 則（平成三年四月一九日郵政省令第二四号）

この省令は、平成三年四月二十一日から施行する。

附 則（平成五年二月一六日郵政省令第三号）

（施行期日等）

1 この省令は、平成五年三月十六日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙郵便規則の規定は、この省令の施行の日以後その期日が告示される都道府県の議会の議員、市長（特別区の区長を含む。）、市の議会（特別区の議会を含む。）の議員、町村長又は町村の議会の議員の選挙から適用し、この省令の施行の日の前日までにその期日が告示されるこれらの選挙における選挙運動のために使用する通常葉書の取扱いについては、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の第二条第二項又は第三項の表示については、当分の間、改正前の第二条第二項又は第四条第二項の表示をもつてこれに代えることがある。

附 則（平成六年二月二〇日郵政省令第八五号）

（施行期日等）

1 この省令は、平成六年十二月二十五日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙郵便規則の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例による。

3 この省令による改正後の第三条の第二項の表示については、当分の間、公職選挙郵便規則の一部を改正する省令（平成五年郵政省令第三号）による改正前の第二条第二項の表示をもつてこれに代えることがある。

附 則（平成八年六月二六日郵政省令第四七号）

（施行期日等）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の公職選挙郵便規則の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年九月二七日郵政省令第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年五月一〇日総務省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の公職選挙郵便規則の規定は、この省令の施行の日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用する。

附 則（平成一五年一月一六日総務省令第一九号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にその選挙の期日が公示され、又は告示されている選挙については、この省令による改正前の公職選挙郵便規則（以下「旧規則」という。）の規定により郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関がした交付、表示、販売その他の行為とみなす。

3 この省令の施行の際現にその選挙の期日が公示され、又は告示されている選挙については、旧規則の規定により郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関に対してされた提示、提出その他の行為は、新規則の規定により公社に対してされた提示、提出その他の行為とみなす。

4 この省令の施行の際現にその選挙の期日が公示され、又は告示されている選挙において旧規則の規定により郵政事業庁長官その他の郵政事業庁の機関に対し通常葉書の再交付の請求その他の手続をすることとされている事項で、この省令の施行の日前にその手続がされていないものについては、新規則の規定により公社に対して通常葉書の再交付の請求その他の手続をすることとされた事項についてその手続がされていないものとみなす。

5 この省令の施行の際現にその選挙の期日が公示され、又は告示されている選挙については、旧規則第二条第一項及び第三条の二第一項の規定により郵政事業庁長官が告示した郵便局は、それぞれ新規則第二条第一項及び第三条の二第一項の規定により公社が公表した郵便局とみなす。

6 この省令の施行の際現にその選挙の期日が公示され、又は告示されている選挙については、旧規則第八条の規定により地方郵政局長又は沖縄総合通信事務所長が指定した郵便局は、新規則第八条の規定により公社が指定した郵便局とみなす。

附 則 (平成一九年九月二十六日総務省令第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日(平成十九年十月一日)から施行する。

(省令の廃止)

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

- 一 軍事郵便貯金等特別処理規則(昭和二十九年郵政省令第二十号)
- 二 郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律施行規則(平成八年郵政省令第六十二号)
- 三 郵便貯金及び預金等の受払事務の委託及び受託に関する省令(平成十年郵政省令第九十五号)
- 四 日本郵政公社法施行規則(平成十五年総務省令第四号)
- 五 郵便貯金法施行規則(平成十五年総務省令第八号)
- 六 郵便為替法施行規則(平成十五年総務省令第九号)
- 七 国際郵便為替規則(平成十五年総務省令第十号)
- 八 郵便振替法施行規則(平成十五年総務省令第十一号)
- 九 国際郵便振替規則(平成十五年総務省令第十二号)
- 十 日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第十三号)
- 十一 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律第七条の二第一項に規定する認可の申請手続に関する省令(平成十五年総務省令第十四号)
- 十二 簡易生命保険法施行規則(平成十五年総務省令第十五号)
- 十三 日本郵政公社法施行令附則第十六条の規定により郵便貯金の取扱いに関する証明資料として取り扱うものとされた郵便貯金本人票に関する省令(平成十五年総務省令第十六号)
- 十四 日本郵政公社の国際貨物運送に関する事業に係る業務等に関する規則(平成十八年総務省令第二十二号)

附 則 (平成二〇年一〇月三日総務省令第一一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年七月三〇日総務省令第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号。以下「平成二十四年改正法」という。)の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。

付録様式二の二(第二条関係)
(表面)

第 何 号

候補者用通常葉書使用証明書

選挙の種類 参議院比例代表

候補者氏名 何 某

上記の者は、平成何年何月何日執行の参議院比例代表選出議員選挙の候補者であつて、公職選挙法第142条第1項の規定による通常葉書を使用することができる者であることを証明する。

平成 何 年 何 月 何 日

参議院比例代表選出議員選挙

選挙長 何 某 団

この証明書による使用制限枚数			30,000枚		
選挙用の表示をする日本郵便株式会社の営業所名			日本郵便株式会社 何		
営業所名及び月日	区 別	枚 数	取扱者印	備 考	

注 候補者は、上記の日本郵便株式会社の営業所のほか、道府県の選挙管理委員会の所在地の郵便物配達を受け持つ日本郵便株式会社の営業所においても手持ちの通常葉書に表示を受けることができる。

使用上の注意

- 1 候補者用証明書1枚につき、選挙運動用通常葉書の交付又は手持ちの通常葉書に選挙用の表示を受けた枚数の累計が30,000枚となるまで使用することができる。候補者用証明書は、選挙長から候補者1人につき5枚発行される。
- 2 選挙運動用通常葉書の交付又は手持ちの通常葉書に選挙用の表示を30,000枚以上受ける場合は、30,000枚までごとに候補者用証明書1枚を日本郵便株式会社の営業所に提示すること。

(裏面)

1 使用上の心得

- (1) この差出票は、1枚につき差出通数の累計が500通以内となるまで、同一のものを差出しの都度使用するものとし、1回の差出通数又は差出通数の累計が500通を超えることとなるときは、その超える分につき500通以内ごとに別葉の差出票を使用すること。
- (2) 差出通数欄には1回の差出しごとの差出通数を記入し、差出合計数欄には1枚の差出票による差出通数の差出時までの分の累計を記入すること。
- (3) 同時に1,000通以上を差し出すときは、500通の整数倍となる通数につき、500通ごとに1枚として数えた枚数の差出票をとり合わせ、1枚目の差出票の最初の記入欄に500通未満の端数を除いた全通数を記入することができる。この場合においては、1枚目の差出票の記入欄の2行目以下にとり合わせた差出票の枚数を記入し、その傍らに差出人の印を押し、かつ、2枚目以下の差出票の記入欄に朱色の斜線を施すこと。
- (4) 差出通数及び差出合計数を訂正したときは、差出人において訂正印を押しすること。

2 郵便物差出し上の注意

- (1) 選挙運動用通常葉書は、必ず差出票を添えて郵便物の配達事務を取り扱う日本郵便株式会社の営業所又は日本郵便株式会社の指定した営業所に差し出すこと。
- (2) 選挙運動用通常葉書は、なるべく早く差し出すこと。

備考

都道府県の議会の議員、市長(特別区の区長を含む。)及び市の議会(特別区の議会を含む。)の議員の候補者の差出票については、この様式中「500通」とあるのは「200通」と、「1,000通」とあるのは「400通」とし、町村长及び町村の議会の議員の候補者の差出票については、この様式中「500通」とあるのは「100通」と、「1,000通」とあるのは「200通」とする。